

1 1. 子どもに関する施策

【現状と意見】

<障がい者生活実態調査>

- ◇求められる児童向けサービスについて、各障がいにおいて「自立に向けた障がい児への専門的な教育の充実」という回答が多くなっています。
- ◇求められる児童向けサービスについて、身体障がいのある子どもは、「安心して遊べる機会・場の充実」「居住地の小中学校での教育」という回答の割合が高くなっています。
- ◇知的障がいのある子どもは「障がい児の専門教育」という回答が高くなっています。
- ◇重複障がいのある子どもは「通所支援サービス」「入所支援サービス」という回答が高くなっています。
- ◇将来の進路について、知的障がいのある子どもは、「自立した生活をおくること」「周囲の理解サポート」「支援学校への進学」があがっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

- 地域の小中学校への通学の支援が十分でない状況です
- 地域の小中学校内での医療的ケアが求められています。
- ◎生徒の進路について、雇用、就労支援、福祉訓練等に精通した支援者やハローワークなどが学校と協力し、進路指導を行う支援体制づくりが求められています。
- 発達障がい児の親の相談や療育プログラムを継続して実施できる事業所が少ない状況です。
- ◎発達が気になる子どもが増加しており、相談件数が増加し初回相談判定までの待機が長くなっています。
- ◎公立幼稚園が廃園されていくなか、地域における障がい児の幼児教育の担保が求められています。
- ◎放課後や長期休暇時の過ごし方が障がいのある児童にとって課題となっており、利用可能な施策の実施が求められています。
- 放課後等デイサービスの支援内容を充実させ、サービスの質を担保することが求められています。
- ◎放課後等デイサービスの事業所が増加しており、事業所の質を担保するため、行政によるフォロー体制や研修の充実が求められています。
- ◎放課後等デイサービスは送迎が当たり前となってきていますが、18歳以降に通う事業所では送迎サービスがないところも多く、自身では移動ができないなどということがないよう、自立に重きを置いた支援が求められています。
- 重度障がいや強度行動障がいの児童が通える放課後等デイサービスが少なく、重度障がいの児童が通える事業所の増設が必要です。
- ◎放課後等デイサービス事業所は増加していますが、重度障がいのある子どもを受け入れる事業所の増加が求められています。
- ◎学童保育において障がいのある子どもの受け入れ体制を整備していくことが求められて

います。

- ◎学童保育において障がい児の受け入れを行っていることについて、周知が不十分なところがあります。
- ◎保護者が普通学校園・保育所などに通わせたいと考えているのであれば、それを選ぶことができるよう、インクルーシブ教育の概念を周知徹底する必要があります。
- ◎インクルーシブな教育を提供するためには、学校に教員の加配や看護師の配置などの支援が必要です。
- ◎市がインクルーシブ教育を推進しているということを明確にすることが重要です。
- ◎地域の中で、他の子どもたちといっしょに暮らしながら、かつ専門的な教育が受けられる体制整備を目指していくことが求められています。
- ◎障がいのある子どもの親にとって、親同士の情報交換は重要であり、親同士のネットワークや交流への支援が求められています。
- ◎就学に関して、本人だけでなく、親の不安も解消するような施策が求められています。

【施策の方向性】

障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っていきます。障がい児が身近なところで相談や発達支援・教育が受けられるよう、子どものライフステージや特性に応じた一貫した支援を実施するなど、療育体制の再構築を図ります。

また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供するとともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実します。

障がいのある子どもに対する支援にあたっては、関係部局が連携して、総合的に実施し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携（横の連携）を行っていきます。

○就学前

(1) 早期発見・早期支援

乳幼児健診では障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っています。健診などで発見された発達が気になる子どもと保護者に対し、各区保健福祉部で、発達心理の専門家による個別専門相談や要フォロー児の子育て教室を実施しています。

また、こども家庭センターや療育センターにおいて、障がいのある子どもの相談・検査を行い、子どもの一人ひとりの特性に応じた通園施設など療育機関へつなぐよう支援していきます。

さらに、こども家庭センターなどでは、子どもの特性を踏まえた関わり方など適切な保護者への助言を行い、子育てに関する不安や悩み

	の軽減に努めていきます。
(2) 身近な相談支援	<p>区役所保健福祉部において、障がいや発達気になる子どもや保護者の相談に応じるほか、総合療育センターや西部療育センター、ひまわり学園にも相談支援専門員を配置しており、地域の子どもの障がいや発達の相談に応じるとともに、障害児支援利用計画を策定していきます。</p> <p>また、市内の指定障害児相談支援事業所においても、相談支援専門員を配置し、障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援を行っていきます。</p>
(3) 相談・判定	<p>障がいのある子どもの発達支援は、一人ひとりの特性に応じたものとなるよう、こども家庭センターや総合療育センターで相談・判定を行います。発達が気になる子どもが増加しており、相談件数が増加しているため、初回相談判定までの待機が長くなっています。引き続き、待機期間短縮のために相談・検査体制の強化を実施していきます。</p> <p>また、子どもの成長に適応した一貫性のあるものとするために、子どもの特性や支援内容を引き継ぎ、的確な支援を行っていきます。</p>
(4) 発達支援	<p>①療育センター</p> <p>できるだけ身近な場所で発達支援が受けられるよう東・中・西の3か所の「療育センター」を整備する療育体制の再構築に取り組んでいます。</p> <p>通園施設がこれまで培ってきたノウハウや専門性を活かしながら3障がい対応や地域支援機能及び診療所機能を付加した「療育センター」を東西に整備しています。また、総合療育センターの一層の機能拡充やこども家庭センターと連携を図っていきます。</p> <p>発達障がいや発達が気になる児童の発達支援については、総合・西部療育センターの理学療法や感覚統合療法など、総合児童センターの障害乳幼児親子教室や感覚運動指導、丸山学園などの児童発達支援センターで実施しています。</p> <p>近年、障がいや発達が気になる児童が増えており、療育の場の確保が課題となっているため、「（仮称）東部療育センター」でも実施していきます。</p> <p>②児童発達支援・保育所等訪問支援</p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童については、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を児童発達支援センターなど指定児童発達支援事業所で実施しま</p>

	<p>す。</p> <p>また、障がいのある児童の保育所等の集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を保育所等訪問支援事業所で実施します。</p>
(5) 幼稚園・保育所などでの支援	<p>障がいのある児童の支援に関しては、幼稚園や保育所・認定こども園など子育て支援制度においても、障がいのある子どもが教育・保育を受けられるようすこやか保育などを実施し、また、地域の身近な居場所となる児童館事業などについても充実を図っていきます。</p>
	<p>①幼児教育</p> <p>幼稚園における障がいのある幼児の指導に当たっては、インクルーシブ教育システム構築に向けて、通級指導教室など関係機関との連携を図りながら、集団生活の中で一人ひとりの発達を促していきます。</p> <p>そして、特別な支援を必要とする幼児の状態などに応じた指導を計画的、組織的に進めます。</p> <p>また、通級指導教室に専門家を配置し幼稚園を巡回指導したり、私立幼稚園からの相談窓口を設置したりするなど支援の充実を図ります。市立幼稚園の教職員の専門性を高める研修を行うにあたり、私立幼稚園の教職員が参加できる機会の確保に努めます。</p> <p>さらに、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関、小学校や特別支援学校などとの連携、引継を計画的、組織的に行います。</p>
	<p>②保育所・認定こども園、地域型保育</p> <p>障がいのある子どもが、身近なところで教育・保育を受けられるよう、保育所などでのすこやか保育（障がい児保育）を引き続き実施します。保育所などでは、障がいのある一人ひとりの子どもに応じた関わりができるよう通園施設と連携をとり、障がいへの理解を深めていきます。また、実施施設・対象児童の増加に伴い、すこやか保育事業に携わる職員も増加しており、すこやか保育を行う職員への研修の機会を拡充し、援助技術の向上を図っていきます。</p>
	<p>③児童館事業</p> <p>児童館は、障がいのある子どもも含めすべての子どもが自由に利用できる施設であり、子育て中の親子のための「ひろば」や学童保育などを実施しています。また、総合児童センター（こべっこランド）では、こども家庭センターと連携し、療育指導事業（発達クリニック）などを実施しているほか、拠点児童館では、発達の気になる親子のための講座などを実施しており、引き続き地域での子育て支援事業の充実を図っていきます。</p>

○就学後	
(1) インクルーシブ教育システム	<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供して共に学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。障がいのある児童・生徒への教育的支援にあたっては、当該児童・生徒の実態を把握している専門家の意見も参考にするなど慎重に検討するとともに、本人・保護者の意向を十分尊重して行います。</p>
(2) 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実	<p>こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、できるだけ身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への巡回相談などのきめ細かな支援を行います。また、特別支援学校では、施設・設備や専門性を生かして地域の小・中学校への助言・援助や保護者などへの教育相談を行います。これらの取り組みにより、発達障がいを含む様々な障がいについての相談・支援体制を構築し、神戸らしい特別支援教育に関するセンター的機能の充実を図ります。</p>
(3) 特別支援学校の整備	<p>垂水養護学校（肢体不自由）と青陽西養護学校（知的障がい）の耐震化のため、青陽須磨支援学校（知肢併置）を含めた3校で通学区域を再編した上で、平成29年4月に（仮称）井吹台西町支援学校（知肢併置）を開校します。</p> <p>また、東部地域の児童生徒数の増加にともなう特別支援学校の過密化・狭隘化などの課題に対しては、HAT神戸の小学校用地に建設予定の小学校に隣接して特別支援学校を建設する方向で、検討を進めていきます。</p>
(4) 通学への支援	<p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、通級指導教室で指導を受けている児童・生徒、通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒に、市が通学費と付添費を支給しています。特別支援学校に在籍する児童・生徒に、県と市で通学費と付添費を支給しています。また、特別支援学校の通学支援の一つとして、スクールバスを運行しています。スクールバスに乗車できない児童・生徒やスクールバスの乗車時間内に医療的ケアが必要と見込まれる児童・生徒は、自家用車か、自家用車が難しい場合はタクシーで通学しており、その経費については市で負担しています。医療的ケアを必要とする児童・生徒の通</p>

	学方法については、今後、検討していきます。
(5) 医療的ケア	<p>小中学校に通う児童生徒の医療的ケアについては、本人・保護者に対応を求めているのが現状です。保護者が看護師に医療的ケアを依頼した場合は、市が看護師に特別支援教育支援員として謝礼を支払うとともに、看護師対応の保険加入を行っています。宿泊行事も同様に、市が看護師に謝礼を支払っています。</p> <p>今後の看護師の配置については、人材確保や予算の問題がありますが、どのような方法が効果的か検討していきます。</p>
(6) 卒業後の進路など	<p>障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個別の教育支援計画に基づいて、生徒の障がいの状態、発達段階、地域や学校の実態などに配慮し、社会的・職業的自立を目指した支援を行います。</p>
(7) 職業教育	<p>生徒の障がいの状態、地域や学校の実態に応じた体験学習などを取り入れます。また、地域及び産業界や労働などの業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場における実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けます。これらにより、勤労の尊さや創造することの喜びを体得できるようにし、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。</p>
(8) 交流及び共同学習	<p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性をはぐくむため、計画的・組織的に継続した活動を行います。</p>
(9) 放課後の支援	<p>①放課後等児童健全育成事業（学童保育）</p> <p>保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の放課後などの居場所として、学童保育を行っています。障がいのある子どもの学童保育への入所については、障がいのある子どもと関わってきた保育所や幼稚園、小学校とも十分連携するとともに、必要な施設改修、指導員の配置などにも努めていきます。</p> <p>②放課後等デイサービス</p> <p>学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある児童生徒が、授業の終了後又は休業日に通う施設で、障がいのある児童の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを実施していきます。</p> <p>また、障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう助言や指導を行うとともに、重度障がいのある児童・生徒が利用できるよう支援について検討していきます。</p>

○就学前・就学後を通して

(1)切れ目のない支援	<p>障がいや発達の気になる子どもに対して、保健福祉局、こども家庭局、教育委員会などが、子どもの成長・発達を踏まえ、それぞれの役割を担って切れ目のない支援を行っていきます。</p> <p>①新・神戸っ子すこやかプラン</p> <p>神戸の子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として「新・神戸っ子すこやかプラン（平成 28～31 年度）」を定めています。計画では第 5 章に「特に支援が必要な子ども・家庭への対応」として、「療育体制の再構築の推進」「療育相談・判定の充実」など、平成 31 年度までの 4 年間で取り組む主な内容を盛り込んでいます。</p> <p>②神戸市教育振興基本計画</p> <p>神戸の教育の総合的な中期計画として、神戸の教育が目指すべき子ども像（人間像）や重点的に取り組む施策などを明示し、市民とともに取り組んでいくための拠りどころとなる「神戸市教育振興基本計画」を定めています。第 2 期の本計画の計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間で、重点事業「特別支援教育の充実」、「幼児教育の充実」において、「こうべ学びの支援センター、通級指導教室の有効活用」など 5 年間で取り組む主な内容を盛り込んでいます。</p>
(2)連携による支援	<p>子どもの成長・発達を踏まえて支援について、保健福祉局、こども家庭局、教育委員会や区役所などの複数の部局にかかわる取り組みについては、密接に連携して取り組んでいきます。</p> <p>①幼児期における特別支援教育の充実</p> <p>家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関、小学校や特別支援学校などとの連携、引継ぎを計画的、組織的に行います。</p> <p>②特別支援学校での自立に向けた取り組み</p> <p>一人ひとりの発達に応じた適切な指導や支援の充実に向けて、特別支援学校における指導体制の拡充を図るとともに、医療、福祉、労働などの関係機関との連携の推進を図ります。</p> <p>③こうべ学びの支援連絡調整会議</p> <p>障がいのある幼児、児童生徒への支援の充実のため、保健福祉、医療、労働など、関係機関との連携のシステム化に向けて、連絡・調整などを行い、相互の連携促進を図ります。</p>
(3)障がい児入所施設	<p>障がいのある児童について保護が必要な場合は、障がい特性に応じた障がい児入所施設に保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の習得などを支援します。</p>

(4) 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、子どもから大人までの発達障がい支援において各関係機関とのネットワークの構築を行いながら事業を展開しています。具体的には、ペアレントトレーニングやサポートブックの作り方講座など当事者や家族支援事業、児童発達支援事業所など巡回支援事業や関係機関職員への研修会などの支援者支援事業、講演会やホームページなどによる普及、啓発を行っています。また「思春期・青年期世代」の発達障がいのある人の相談・居場所事業を実施しています。さらに高等教育機関への支援も含め、切れ目のない支援を目指していきます。今後も、各関係機関と連携しながら、各種支援事業を実施していきます。